

令和2年8月吉日

事業者の皆様へ

国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室  
調査実施機関：(株) 価値総合研究所

## 極度額の設定に関するアンケート調査ご協力をお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども(株)価値総合研究所は、国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室から委託を受け、「民法改正を受けた民間賃貸住宅の契約のあり方の検討調査業務」を行っております。

令和2年4月1日から改正民法が施行され、賃貸人が賃貸借契約に当たり、個人が保証人となる根保証契約を締結する場合、極度額(保証人が負担する上限額)を書面で定める必要がある、とされました(改正民法第465条の2)。

本アンケート調査は、令和2年4月1日以降に締結された賃貸借契約において、どのような考えで極度額を設定しているのか、また極度額についてどのように表記しているのか等を把握するために、賃貸借契約にかかわる不動産業者のみなさまに対して実施するものです。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、下記URLにアクセスいただき、**9月30日(水)**までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

本調査結果は統計的に処理を行い、ご回答内容について個別に公表することは一切致しません。

なお本アンケートに関してご質問等がございましたら、下記担当までお問合せ願います。

敬具

### 【調査実施機関(お問い合わせ先)】

株式会社価値総合研究所 担当：赤松、西尾、三津川

東京都千代田区大手町1丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ15階

TEL 03-5205-7903

メール lease\_contract@vmi.co.jp

アンケートURL：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/keiyaku/aj/>

(QRコードあり)



※本アンケート調査は(公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(公社)全日本不動産協会の会員のみなさまを対象に実施しているものです。

※本アンケート調査とは別に、賃貸住宅を管理する不動産業者のみなさま((一社)全国賃貸不動産管理業協会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の会員のみなさま)に対して「賃借物の一部滅失等による賃料減額等に関するアンケート調査」を実施しております。賃料減額等に関するアンケートの案内が届いた場合、当該アンケートにもご回答いただきますよう、よろしく願いいたします。